

令和2年度 第1回東公民館運営推進委員会

日 時：令和2年7月28日（火）
午前10時00分

場 所：東公民館 第1, 2会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 東公民館運営推進委員の委嘱
- 3 あいさつ 松本 委員長
- 4 委員自己紹介
- 5 第1回運営推進委員会
 - (1) 議題
令和2年度東公民館事業について
 - (2) その他
東公民館文化祭について
- 6 閉 会 加藤 副委員長

令和2年度 東公民館運営推進委員会委員名簿

【任期 R1.7.1～R3.6.30】

	氏 名	役 職 名	備 考
1	松 本 惠 嗣	自治会連合会長	委員長
2	加 藤 綱 男	社会福祉協議会長	副委員長
3	眞 塩 文 明	青少年健全育成会長	
4	金 井 弘 之	民生委員児童委員協議会副会長	
5	松 井 重 英	老人クラブ連合会長	
6	山 本 渚	子ども会育成団体連絡協議会会計	
7	星 河 江利子	保健推進員会長	
8	中 川 春 雄	生涯学習奨励員連絡協議会長	
9	田 村 幸 雄	公民館自主グループ連絡協議会長	
10	木 部 悟	新田小学校長	

■ 社会教育法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

○前橋市公民館条例

昭和 30 年 3 月 28 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」とい
う。)第 21 条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第 2 条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(中略)

(運営審議会及び運営推進委員会)

第 7 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平 12 条例 5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第 8 条 審議会の委員の定数は、20 人以内とする。

(平 8 条例 11・平 12 条例 5・平 24 条例 17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第 9 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平 24 条例 17・追加)

(審議会の委員の任期)

第 10 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭 44 条例 23・平 8 条例 11・一部改正、平 24 条例 17・旧第 9 条繰下・一部改正)

(以下 省略)

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和 30 年 6 月 13 日
教育委員会規則第 27 号

(目的)

第 1 条 前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第 2 条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
- 2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第 4 条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第 5 条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第 6 条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 11 月 1 日委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和 37 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条第 2 項により設置される前橋市公民館運営推進委員会(以下「推進委員会」という。)について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第 3 条 推進委員会の委員の定数は 10 人以内とし、前橋市公民館条例第 9 条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭 49 教委規則 7・平 12 教委規則 13・平 13 教委規則 3・平 24 教委規則 6・一部改正)

(運営)

第 4 条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 27 号)の例によるものとする。

(委任)

第 5 条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則(昭和 30 年教育委員会規則第 28 号)は、廃止する。

附 則(昭和 49 年 4 月 30 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 28 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度 東公民館事業計画

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
1	青少年体験・チャレンジ活動事業	少年期の情操や社会性を培い豊かな人間性を育むための機会とする。	前期「夏休み宿題手助け教室」 後期 計画中	小学生	8月6日、13日、19日 全4回 12月～1月
2	子育て、親子支援事業	家庭における子育ての方法や子どもの成長に合わせた親の関わり方などについて学習する。また、子育て支援をするために必要な基本的な知識や技術を学習する。	前期「すくすくおやこスクール」 お父さん講座 中期(計画中) 後期(計画中) 群馬医療福祉大学との地域連携事業 元総社公民館合同講座(計画中) 子育て支援ボランティア講座(計画中) 子育て支援ボランティア講座(計画中) ベビープログラム	未就園児を持つ保護者とその子 保健推進員、住民 民生委員・主任児童委員、住民 第1子(令和2年2月27日～令和2年6月26日生まれ)とその保護者	6月～7月(中止) 10月25日(予定) 10月(予定) 12月～1月(予定) 2～3月(予定) 11月4日(予定) 11月25日(予定) 8月26日、9月2日、9日、16日(中止)
3	学びあい、人権、地域ふれあい事業	地域課題や生活課題等を取り上げ、課題解決や学習要求にこたえ、地域の教育力向上・活性化に寄与する。	①「まえばしウオーキングマップ東コース」を歩いてみよう ②「入門 太極拳」(制作中) ③「プロカメラマンが教える 映える写真や動画の基礎教室」(計画中) ④「相続のきほんのきほん講座」(計画中) パソコン講座(Excel編)計画中 タブレット講座(計画中) 東クローバー教室 健康講座(済生会病院)等	Youtubeにて動画配信 Youtubeにて動画配信 市内在住(地区住民優先) 市内在住、在学、在勤者 地区住民在勤者 地区住民在勤者 60歳以上地区住民	6月2日より公開中 8月公開予定 (計画中) 2月(計画中)1回 2月(計画中)全4回 2月(計画中)1回 8月より順次開催
4	生涯学習奨励員活動支援事業	各町の生涯学習活動の推進を図る。(東奨連と共催)	東地区生涯学習奨励員等講演会 講師：県立女子大准教授 野外研修会	奨励員 推進員 自治会長	7月17日(中止) 11月19日(開催検討中)
5	文化祭	地域づくりを促進するため文化祭を実施する。	第42回東公民館文化祭	住民	11月14日・15日
6	情報提供事業	公民館報の発行や社会教育情報の提供を行う。	公民館事業や地域の動き等の紹介	住民	館報月1回

No.	事業名	趣 旨	主な内容	対 象	期間・回数
7	公民館運営推進委員会	公民館事業の企画実施について審議するとともに、公民館運営に協力する。	公民館運営推進委員会議	委員10名	7月28日 3月下旬 年2回
8	団体・グループの育成	地域づくりを推進するため、団体・グループの活動を援助・育成する。	援助、育成	団体・グループ	年間
9	のびゆく子どものつどい・ふれあいの広場	子供達の健全な育成を願うとともに、地域の福祉の向上を図る。 (主催:実行委員会、前橋市)	中学生運営コーナー、子ども運営コーナーなど 17コーナー開設	地区住民	5月17日(中止) 東ふれあい公園、 東公民館
10	市民運動会	地区住民の健康の保持と交流・親睦を図る。(主催:東地区市民運動会実行委員会)	競技15種目程度	住民	10月4日(中止) 箱田中学校
11	自主学習グループ活動支援事業	公民館を利用しているグループ同士の研修・交流を図る。	講演会	会員	1月18日(月)予定
12	地域づくり推進事業	誰もが安全に安心していきいきと暮らせる地域社会を築き上げていくため、地域主体による取り組みを推進する。	福祉部会 文化部会 安全安心対策部会 公園愛護部会	地区住民・ 自治会長 及び各種 団体役員	年間

■市民サービスセンター関係

<市税等の窓口取扱件数及び金額>

26年度	1,461件	24,708,419円
27年度	899件	18,855,643円
28年度	1,199件	23,793,363円
29年度	1,149件	19,630,949円
30年度	1,197件	20,773,195円
元年度	1,174件	19,970,906円

<住民票等証明交付件数及び手数料>

26年度	18,714件	6,993,350円
27年度	21,716件	8,056,900円
28年度	23,671件	8,417,800円
29年度	24,003件	8,912,050円
30年度	23,425件	8,705,150円
元年度	24,453件	8,942,170円

令和2年度 青少年夏休みチャレンジ教室 in 東公民館

地元大学生の皆さんが講師になり ～夏休みの宿題(絵画！読書感想文！)手助けします～

①夏休みの宿題手助け教室「絵画」の部（第1回）

日時 第1回 令和2年8月6日（木）午前9時から11時30分

②夏休みの宿題手助け教室「絵画」の部（第2回）

日時 第2回 令和2年8月13日（木）午前9時から11時30分

①、②ともに

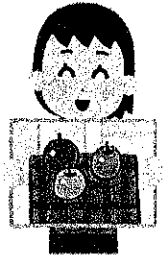
場所 東公民館 第1、2会議室

講師 群馬医療福祉大学生

対象・定員 小学生（1～6年生） 各回20名（定員を超えた場合は抽選）

※持参するもの 絵画に必要な画用紙、絵の具、筆記用具等、準備をお願いいたします。

※絵のテーマを決めてきてください。



③夏休みの宿題手助け教室「読書感想文」低学年の部

日時 第1回 令和2年8月19日（水）午前9時から11時30分

対象・定員 小学生（1～3年生）20名（定員を超えた場合は抽選）

④夏休みの宿題手助け教室「読書感想文」高学年の部

日時 第2回 令和2年8月19日（水）午後1時から3時30分

対象・定員 小学生（4～6年生）20名（定員を超えた場合は抽選）

③、④ともに

場所 東公民館 第1、2会議室

講師 群馬医療福祉大学生

※持参するもの 原稿用紙、筆記用具等、準備をお願いいたします。

※教室までに本を必ず読んできてください。

申込方法 下記申込書に記入して次の方法でお申込みください。

申込期間 令和2年7月3日（金）～7月17日（金）午後5時まで。

受付場所 東公民館窓口（業務時間外は玄関脇の鍵の返却ポストに投函してください）

受講決定 抽選の場合、結果は7月27日（月）午後1時に東公民館玄関に貼り出します。

※新型コロナウイルス感染症による自粛制限のため、中止する場合があります。

※お願い 各教室の定員が限られております。お申込みは①②③④の内、おひとり一つ
でお願いいたします。

きりとりせん

・ ① ・ ② ・ ③ ・ ④ ←希望する数字のどれか一つに○をつけてください。

児童氏名	性別	学校名	学年
保護者氏名		電話番号	

東地区のウォーキング動画（6月2日より配信中）

「まえばし23地区別ウォーキングマップ」東コースの動画を作成して市のYoutubeで配信しました。公民館職員が作成し、市内23地区では東地区が第一弾の配信です。

コースは保推おすすめの「滝川のせせらぎに耳を傾けながらかるとお散歩コース」で、東ふれあい公園や滝川、東小学校まわりを歩きます。

動画を見ながら一緒にウォーキング（足踏み）をして、室内でも楽しく運動をし、東コースにくることができない方もこの動画でバーチャル散歩を楽しんでください。



スマホ用QRコード



パソコンからは

ウォーキングマップ 東コース 動画

検索

【視聴された方の声】

- ・私も行って歩いてみたい！と思いました。
- ・ウォーキングしながら地区を知りたくなる感じです。
- ・身近に、散歩しながらできるストレッチ器具があることを知れました。

東公民館動画講座第2弾

「太極拳入門」を現在作成中です。
8月公開予定ですので、是非ごらんください。

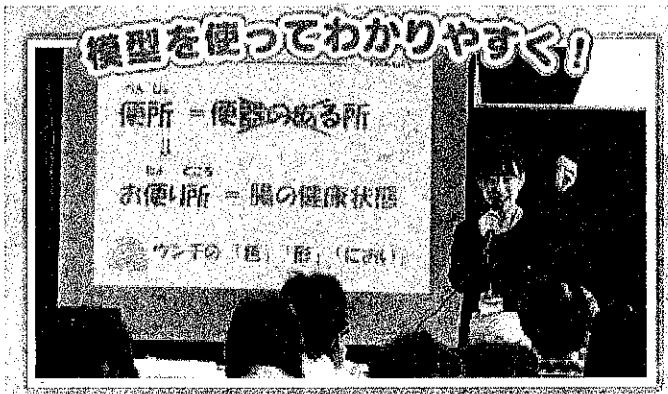


令和2年度
東クローバー教室

腸内から 健康づくり

「あなたの腸年齢は何歳？」 「腸の健康を保つコツとは？」

今、注目されている腸活！食物を吸収し排出する、体にとってとても大事な役割を持つ腸。腸を健康にする方法を分かりやすく学び、体の中から健康に変えていきましょう♪



●日 時：令和2年8月28日（金）

午後1時30分～3時（10分前までにお越しください）

●会 場：東公民館ホール

●講 師：群馬ヤクルト販売㈱ 管理栄養士 中島 結香さん

●対 象 者：東地区在住の60歳以上の方（無料講座）

●募集定員：先着60名（事前申込順）

●持ち物等：筆記用具、自分用の飲み物

●募集期間：7月27日（月）から 電話で東公民館へ申し込んでください。

※熱がある、体調が悪い等の方は参加をご辞退ください。当日はマスクの着用と予防チェックリスト兼連絡先の記入をしていただきます。

【申込・問合せ先】

東公民館 電話027-251-2598

前橋市箱田町543番地1 担当：猪股

【注意】

直近の状況により、定員の縮小や中止等になってしまう場合もありますので、ご了承いただける方は申込をお願いいたします。

MEMO

